

従事要件等	現 行			経 過				
	条例	キャリア形成プログラム	個別対応	地域医療連携のための有識者会議	愛知県地域医療支援センター運営委員会 (現：愛知県地域医療対策協議会)			
				2013. 3. 29	2016. 3. 29	2017. 8. 29	2018. 3. 27	2018. 9. 14
従事期間 (修学資金貸付金の返還債務の免除要件)	臨床研修(2年)の期間とその引き続き診療業務に従事した期間を合算した期間が、修学資金の貸与を受けた期間(通常6年)の2分の3(通常9年)に達した時は免除。 ただし、知事が指定した3年以内の医療に関する専門的な研修(指定医療機関以外での研修期間がある場合で、その期間が2年を超える時は2年)の期間も診療業務従事期間とみなす。	(原則) 臨床研修2年+指定医療機関7年 (専門研修を受ける場合の例) 臨床研修2年+専門研修3年+指定医療機関5年 (※専門研修3年のうち2年を義務履行とする。ただし、専門研修期間中に指定医療機関での研修期間があった場合は2年を超えて義務履行に含めることとする。) 指定医療機関では、1か所当たり2~3年間の従事を基本とする。	—	臨床研修2年、後期(専門)研修2年以内、5年以上の指定医療機関への赴任(同一病院3年経過後異動対象) 義務年限にあてはまらない研修・研究等の期間3年以内	—	—	キャリア形成プログラム作成	専門研修期間中に指定医療機関の研修期間が含まれる場合は2年を超えて診療業務従事期間に算入できる。
臨床研修	—	県内の臨床研修病院	—	県内の臨床研修病院	—	—		—
専門研修	—	県内の公的医療機関、社会医療法人が開設する医療機関及び大学病院が基幹施設である専門研修プログラムから選択	—	県内の公的医療機関、独立行政法人及び大学病院	—	—	—	—
赴任先病院 (指定医療機関)	県内の医師の確保が困難な地域に所在する次に掲げる医療機関のうち「知事が指定するもの」 (<ul style="list-style-type: none">公的医療機関(独)労働者健康安全機構(独)国立病院機構(独)地域医療機能推進機構国立長寿医療研究センター社会医療法人)	従事する診療領域ごとに定められた医師数が、派遣前年度の4月1日現在で、下記の基準にあてはまるとともに、愛知県医師確保計画上の医師多数区域以外の区域の2次医療圏に属する医療機関 ・内科系等：内科系(内科、総合内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、神経内科)、外科系(外科、消化器外科、整形外科)、救急科、麻酔科、総合診療科の常勤医師計が40名以下 ・小児科：同科に属する常勤医師が1名以上5名以下 ・産婦人科：同科に属する常勤医師が2名以上5名以下(分娩医療機関に限り、常勤医1名であっても、常勤換算で2名以上かつ産婦人科専門医を取得した医師が希望する場合は対象) その他、県立等の保健所において勤務することで義務の履行も可。 <優先順位の付け方> ・内科系等、小児科：年間救急入院・搬送受入延患者数を足した数を常勤医数で除した数の多い順 ・産婦人科：年間正常分娩件数・帝王切開術件数を産婦人科常勤医数で除した数の多い順に順位	地域枠制度を医局人事に優先して調整(2020.2.5 愛知県地域医療対策協議会)	医師不足により、救急医療の疲弊している医療機関(公的医療機関・独立行政法人に限り、県内全域で特殊性の高い医療機関を除く。) ・内科系等：内科系(内科、総合内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、神経内科)、外科系(外科、消化器外科、整形外科)、救急科、麻酔科の常勤医師計が40名以下 ・小児科：同科に属する常勤医師が1名~5名以下 ・産婦人科：同科に属する常勤医師が2名~5名以下	・医療圏ごとの人口10万人対医師数が全国平均を下回る圏域の病院を対象 ・救急搬送の受入延患者数等により医療機関を優先順位付け。(順位の付け方は現行と同じ。)	公衆衛生機関(保健所)を追加	産婦人科：従来の産婦人科2名以上5名以下の医療機関に加え、常勤1名と非常勤の常勤換算と併せて合わせて2名以上かつ産婦人科専門医を取得した医師を派遣する場合は対象。	社会医療法人を追加
従事する診療科(推奨診療科)	—	内科系(内科、総合内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、脳神経内科)、外科系(外科、消化器外科、整形外科)、救急科、麻酔科、小児科、産婦人科、総合診療科を原則	左記以外を希望する場合は個別承認	内科系(内科、総合内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、神経内科)、外科系(外科、消化器外科、整形外科)、救急科、麻酔科、小児科、産婦人科」を原則	総合診療科を追加	やむを得ず、推奨診療科以外に進む者についてペナルティは科さない。	—	—